

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果（速報版）の公表

総務省では、平成29年12月11日から平成30年1月31日までの間、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査を実施しました。このたび、本調査の現時点の結果（速報版）を取りまとめましたので公表します。

1 調査の背景

総務省では、放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上等を図る観点から、平成21年に「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、これまで、放送事業者及び番組製作会社に対して、放送コンテンツの製作取引の適正化を促してきたところです。

また、この一環として、総務省では、当該ガイドラインのフォローアップとして放送コンテンツの製作取引の状況に関する調査を定期的実施してきたところです。

このたび、最新の放送コンテンツの製作取引の状況の把握を目的として、平成29年12月11日から平成30年1月31日までの間、フォローアップ調査を実施し、現時点での結果を速報版として取りまとめました。確定値については、今後、詳細版にて報道発表を実施する予定です。

2 回答状況、調査結果

（1）回答状況

対象社数：1,747社

内訳：放送事業者583社、番組製作会社1,164社

回答社数：720社（回答率41.2%）

内訳：放送事業者457社（回答率78.4%）、番組製作会社263社（回答率22.6%）

（2）調査結果のポイント

別紙1（PDF）のとおりです。

（3）調査結果（速報版）

別紙2（PDF）のとおりです。

3 今後の予定

今後、調査結果の詳細版の報道発表を実施する予定です。

4 関連情報

- ・ 放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン【第5版】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/140310_01.pdf

- ・ 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」平成29年度推進計画

http://www.soumu.go.jp/main_content/000512209.pdf

連絡先

情報流通行政局 情報通信作品振興課(コンテンツ振興課)

担当: 数永課長補佐、小玉専門職

電話: 03-5253-5739

FAX : 03-5253-5740

1 放送コンテンツの製作委託の実績

（ ）は昨年度調査結果

○放送事業者の72.6%（69.9%）、番組製作会社の82.1%（82.7%）が、調査対象期間中に放送コンテンツの製作取引があったと回答

⇒放送事業者：72.6%（69.9%）[地上基幹放送事業者:100%（99.1%）、衛星系放送事業者:77.0%（70.9%）、ケーブルテレビ事業者:59.6%（57.8%）]
⇒番組製作会社:82.1%（82.7%）[地上基幹放送事業者と製作取引があった番組製作会社:74.9%（76.2%）、衛星系放送事業者:27.8%（32.1%）、ケーブルテレビ事業者:17.1%（16.4%）]

2 ガイドラインの認知度

○ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で94.2%に上昇（昨年度調査結果では91.7%）

・ガイドラインを知っていると回答した者の割合

⇒放送事業者：96.4%（95.6%）[地上基幹放送事業者:100%（100%）、衛星系放送事業者:97.9%（97.4%）、ケーブルテレビ事業者:93.3%（92.1%）]
⇒番組製作会社:90.7%（87.4%）

3 取引内容に関する事項

○おおむね昨年度調査結果と同じ傾向であるが、改善の兆しがみられる

(1) 発注書の書面交付が行われていない場合があった

・発注書の書面交付について、「交付しない（受けなかった）場合があった」又は「交付を全くしていない（受けなかった）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:14.1%（21.5%）、番組製作会社:39.9%（42.4%）

(2) 回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった

①著作権の帰属

・完全製作委託型番組（完パケ番組）の製作委託をする（受ける）際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:9.1%（14.0%）、番組製作会社:33.3%（42.1%）

②取引価格の決定

・放送番組の製作委託をする（受ける）際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:0.9%（2.4%）、番組製作会社:27.3%（32.7%）

③取引内容の変更及びやり直し

・「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請した（要請された）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:3.0%（2.0%）、番組製作会社:15.3%（17.3%）

・「追加の発注ややり直しを要請した（要請された）」と回答した者のうち、追加の発注ややり直しを行なうための追加費用について「十分な協議がなく、放送事業者が一方向的に決定した割合を支払った（支払われた）」又は「追加の費用を支払わなかった（支払われなかった）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:10.0%（16.7%）、番組製作会社:51.6%（54.2%）

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

4 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」※

※平成29年6月27日、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的に設立。学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成。

○協議会の活動に高い期待が寄せられている

(1) 協議会の認知度

・放送事業者と番組製作会社の合計で60.9%が、「協議会」を「知っていた」と回答

⇒放送事業者:69.6%、番組製作会社:47.7%

(2) 協議会による普及活動への期待

・放送事業者と番組製作会社の合計で87.0%が、「協議会」が実施するガイドライン等の普及活動について「意義があり期待できる」と回答

⇒放送事業者:94.0%、番組製作会社:76.4%

(3) 受発注双方の認識の統一のための取組

・放送事業者と番組製作会社の合計で87.4%が、「協議会」が受発注双方の認識の統一のために実施するガイドライン等の周知活動について「意義があり期待できる」と回答

⇒放送事業者:93.4%、番組製作会社:78.2%

(4) 受発注双方が活用できるマニュアルの策定

・放送事業者と番組製作会社の合計で87.6%が、「協議会」が策定する、受発注双方が活用できるマニュアルについて「活用していきたいと思う」と回答

⇒放送事業者:94.9%、番組製作会社:76.4%

5 放送コンテンツ（アニメ分野）における製作取引形態の現状

○放送事業者とアニメ製作会社の双方が製作委員会に参加している製作取引形態に、最も多い回答があった

・放送事業者が参加し、アニメ製作会社は参加していない製作委員会と製作取引を行ったと回答した者の割合
放送事業者34.4%、番組製作会社11.1%
・放送事業者とアニメ製作会社の双方が参加する製作委員会に参加してアニメ番組の製作を行ったと回答した者の割合
放送事業者81.3%、番組製作会社70.4%
・放送事業者は参加しておらず、アニメ製作会社は参加している製作委員会と製作取引を行ったと回答した者の割合
放送事業者12.5%、番組製作会社11.1%

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果（速報版）

平成30年2月

総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課（コンテンツ振興課）

回答状況の概要

1. 回答状況

回答数の合計：720社（対象社数1,747社 回答率41.2%、有効回答数：548社※1）
（内訳）

※1 有効回答数：回答数の合計から「今回は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答172社を除いた回答数

放送事業者からの回答状況

番組製作会社からの回答状況

回答数：457社

（対象社数583社 回答率78.4%、有効回答数：332社）

【参考】前回（平成28年度）調査は581社を対象、回答数：452社、回答率：73.1%

回答数：263社

（対象社数1,164社 回答率22.6%、有効回答数：216社）

【参考】前回（平成28年度）調査は1,104社を対象、回答数：336社、回答率：30.4%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※2,3	128社（NHK含む）	121社（94.5%）
衛星系放送事業者※2,3,4	6社（民放連加盟） 82社（衛放協加盟）	61社（69.3%）
ケーブルテレビ事業者※5	367社	275社（74.9%）

※2 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象
※3 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計
※4 衛星系放送事業者には、番組供給事業者を含む。
※5 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	126社※6	35社※6（27.8%）
全国地域映像団体協議会（NRA）	163社※6	59社※6（36.2%）
日本映像事業協会（JVIG）	129社※6	35社※6（27.1%）
日本動画協会（AJA）	60社※6	16社※6（26.7%）
団体未加盟 （民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等）	725社	136社（18.8%）

※6 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数39社、回答数18社

2. 調査方法・内容の概要

調査方法等	<ul style="list-style-type: none">調査対象社にアンケート票を送付し、書面調査を実施調査対象期間：平成29年1月1日～同年12月31日アンケート実施期間：平成29年12月11日発出～平成30年1月31日締切
調査内容の概要	<ul style="list-style-type: none">放送コンテンツの製作委託の実績ガイドラインの認知度発注書の書面交付著作権の帰属取引価格の決定取引内容の変更及びやり直し取引内容の変更に伴う追加費用の支払い「放送コンテンツ適正取引推進協議会」放送コンテンツ（アニメ分野）における製作取引形態の現状 等

フォローアップ調査への回答（目次）

1. 放送コンテンツの製作委託の実績	P.3	6. 取引内容の変更及びやり直し	P.8
2. ガイドラインの認知度	P.4	7. 取引内容の変更に伴う追加費用の支払い	P.9
3. 発注書の書面交付	P.5	8. 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」※	P.10
4. 著作権の帰属	P.6	9. 放送コンテンツ(アニメ分野)における製作取引形態の現状	P.14
5. 取引価格の決定	P.7		

※ 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(以下「協議会」という):
平成29年6月27日、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的に設立。学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成。

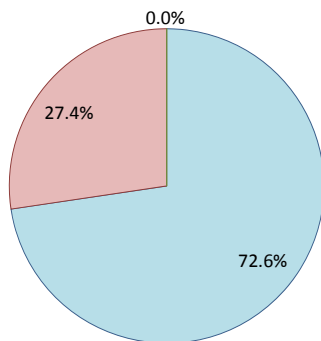
1. 放送コンテンツの製作委託の実績

放送事業者からの回答

【製作委託の実績】

調査対象期間中(平成29年1月1日～同年12月31日まで)に、放送番組の全部または一部の製作委託をしたことがありましたか。

1. あった	332
2. なかった	125
無回答	0
合計	457



(N=457)

「あった」と回答した者の割合の推移

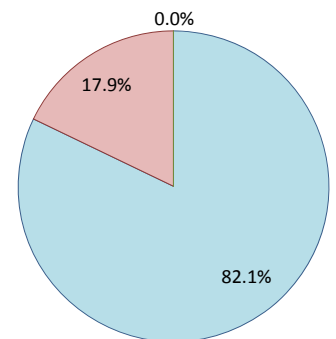
平成29年度 72.6%
平成28年度 69.9%

番組製作会社からの回答

【製作委託の実績】

調査対象期間中(平成29年1月1日～同年12月31日まで)に、放送番組の全部または一部の製作委託を受けたことがありましたか。

1. あった	216
2. なかった	47
無回答	0
合計	263



(N=263)

「あった」と回答した者の割合の推移

平成29年度 82.1%
平成28年度 82.7%

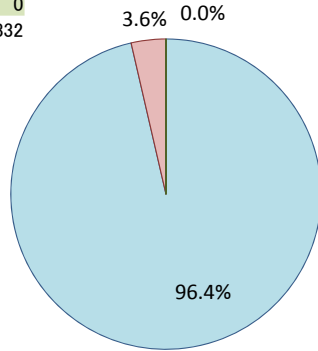
2. ガイドラインの認知度

放送事業者からの回答

【ガイドラインの認知度】

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を知っていましたか。

1. 知っていた	320
2. 知らなかった、本アンケートで初めて知った	12
無回答	0
合計	332



(N=332)

「知っていた」と回答した者の割合の推移

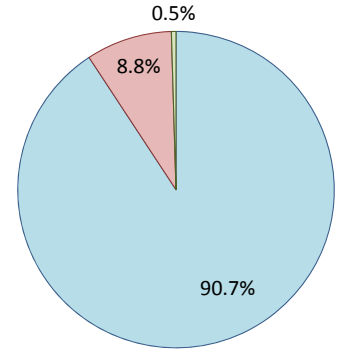
平成29年度 96.4%
平成28年度 95.6%
平成27年度 76.5%

番組製作会社からの回答

【ガイドラインの認知度】

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を知っていましたか。

1. 知っていた	196
2. 知らなかった、本アンケートで初めて知った	19
無回答	1
合計	216



(N=216)

「知っていた」と回答した者の割合の推移

平成29年度 90.7%
平成28年度 87.4%
平成27年度 69.0%

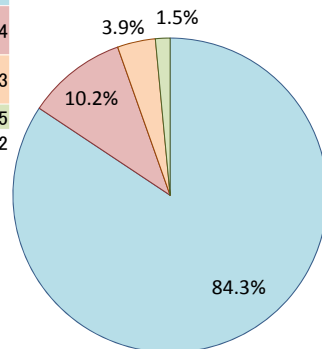
3. 発注書の書面交付

放送事業者からの回答

【発注書】

番組製作会社に番組製作を委託する際、発注書の交付をしていましたか。

1. 常に発注書を交付していた(契約書を発注書面とする場合を含む、以下同じ。)	280
2. 発注書面の交付をした場合と、していなかった場合があった。	34
3. 発注書面の交付を全くしていなかった。	13
無回答	5
合計	332



(N=332)

「交付をしていなかった場合があった」又は「交付を全くしていない」と回答した者の割合の推移

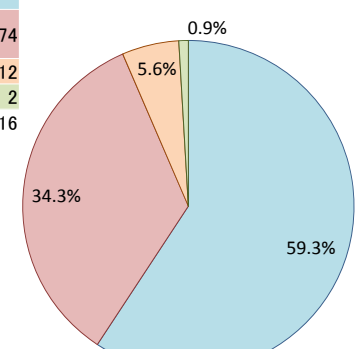
平成29年度 14.1%
平成28年度 21.5%
平成27年度 23.8%

番組製作会社からの回答

【発注書】

放送事業者から放送番組の製作委託を受ける際、発注書の交付を受けていましたか。

1. 常に発注書の交付を受けていた。(契約書を発注書面とする場合を含む、以下同じ。)	128
2. 発注書面の交付を受けた場合と、受けなかった場合があった。	74
3. 発注書面の交付を全く受けなかった。	12
無回答	2
合計	216



(N=216)

「交付を受けなかった場合があった」又は「交付を全く受けなかった」と回答した者の割合の推移

平成29年度 39.9%
平成28年度 42.4%
平成27年度 40.9%

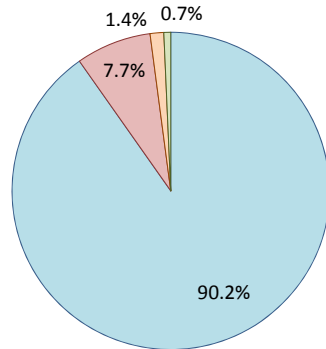
4. 著作権の帰属

放送事業者からの回答

【著作権等に関する協議の有無】

完パケ番組の制作委託をする際に、その番組や素材に関する著作権、窓口業務の取扱について、番組製作会社と事前に協議する機会がありましたか。

1. すべての番組について事前に十分な協議をした。または、番組製作会社と事前の協議により定められたルール・契約ひな形により著作権の帰属や窓口業務の担当を決定していた。	259
2. 協議をしている場合と、していない場合があった。	22
3. 協議はしておらず、自ら(御社)が提示する条件に従っていた。	4
無回答	2
合計	287



(N=287)

「事前に協議をしていない場合があった」又は「事前に協議をしていない」と回答した者の割合の推移

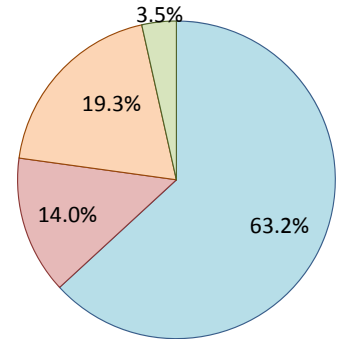
平成29年度	9.1%
平成28年度	14.0%
平成27年度	15.5%

番組製作会社からの回答

【著作権等に関する協議の有無】

放送事業者から完パケ番組の制作委託を受ける際に、その番組や素材に関する著作権、窓口業務の取扱について、放送事業者と事前に協議する機会がありましたか。

1. すべての番組について事前に十分な協議の機会が設けられていた。または、放送事業者と事前の協議により定められたルール・契約ひな形により取扱を決定していた。	108
2. 協議の機会が設けられる場合と、設けられない場合があった。	24
3. 協議の機会は全く設けられず、放送事業者が提示する条件に従っていた。	33
無回答	6
合計	171



(N=171)

「事前に協議の機会を設けられない場合があった」又は「事前に協議の機会は全く設けられない」と回答した者の割合の推移

平成29年度	33.3%
平成28年度	42.1%
平成27年度	31.3%

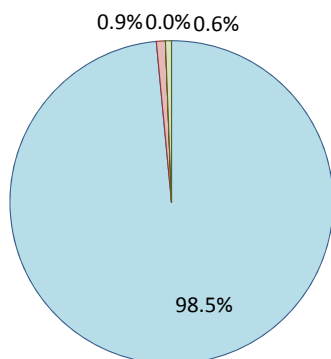
5. 取引価格の決定

放送事業者からの回答

【協議の有無】

調査対象期間中に放送番組を制作委託する際に、制作費について、番組製作会社と事前に協議する機会がありましたか。

1. すべての番組について事前に協議をしていた。または、番組製作会社と以前に同種又は類似の番組に関し協議により定められた制作費の額を基準として決定していた。	327
2. 事前に協議を行っている場合と、行っていない場合があった。	3
3. 事前の協議は行っておらず、自ら(御社)が提示する条件に従っていた。	0
無回答	2
合計	332



(N=332)

「事前に協議を行っていない場合があった」又は「事前に協議を行っていない」と回答した者の割合の推移

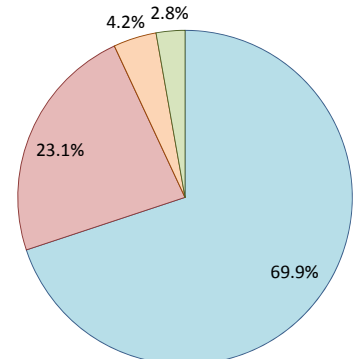
平成29年度	0.9%
平成28年度	2.4%
平成27年度	0.6%

番組製作会社からの回答

【協議の有無】

調査対象期間中に放送番組の制作委託を受ける際に、制作費について、放送事業者と事前に協議する機会がありましたか。

1. すべての番組について事前に協議の機会が設けられていた。または、放送事業者と以前に同種又は類似の番組に関し協議により定められた制作費の額を基準として決定していた。	151
2. 事前に協議の機会が設けられた場合と、設けられなかった場合があった。	50
3. 協議の機会は全く設けられず、放送事業者が提示する条件に従っていた。	9
無回答	6
合計	216



(N=216)

「事前の協議の機会を設けられなかった場合があった」又は「協議の機会は全く設けられない」と回答した者の割合の推移

平成29年度	27.3%
平成28年度	32.7%
平成27年度	30.6%

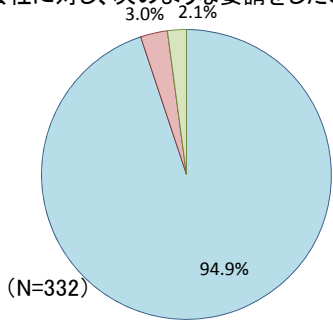
6. 取引内容の変更及びやり直し

放送事業者からの回答

【事例の有無】

番組製作会社に制作委託をした番組の制作中、又は番組が納入された後に、放送事業者から、番組製作会社に対し、次のような要請をしたことはありましたか。

1. 次のような事例はなかった	315
2. 次のような事例があった	10
無回答	7
合計	332



- 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注した。
- レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請した。
- 当初の発注書や契約書の記載通りに番組が作成され、一度は了解して番組が納入された後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、一方的に、一部又は全部の修正を求めた。
- 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社からの委託内容に関する確認に正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
- 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社から委託を受けた番組内容について提案があり、これを了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
- 制作委託を受けた番組の納入後、故意に検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請した。
- 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを要請した。

「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請した」と回答した者の割合の推移

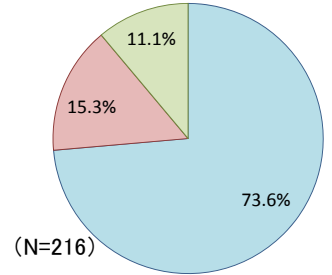
平成29年度	3.0%
平成28年度	2.0%
平成27年度	5.7%

番組製作会社からの回答

【事例の有無】

放送事業者から制作委託を受けた番組を制作中、又は納入した後に、放送事業者から、次のような要請を受けたことはありましたか。

1. 次のような事例はなかった	159
2. 次のような事例があった	33
無回答	24
合計	216



- 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
- レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、放送事業者から特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請があった。
- 放送事業者から制作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は放送事業者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、放送事業者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。
- 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行ったにも関わらず、放送事業者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
- 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行い、放送事業者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
- 制作委託を受けた番組の納入後、放送事業者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請された。
- 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請された。

「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請された」と回答した者の割合の推移

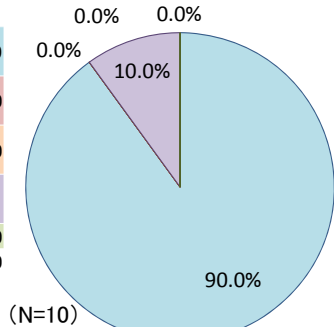
平成29年度	15.3%
平成28年度	32.7%
平成27年度	30.6%

7. 取引内容の変更に伴う追加費用の支払い

放送事業者からの回答

【次のような要請をしたと回答した放送事業者における追加費用の支払い】追加の発注や一部又は全部の修正を行うための、追加の費用を支払いましたか。

1. 番組製作会社との十分な協議の結果、全額を御社が支払った。	9
2. 番組製作会社との十分な協議の結果、一部を御社が支払った。	0
3. 十分な協議をせず、自ら(御社)が一方的に決定した割合を支払った。	0
4. 追加の費用を支払わなかったことがある。	1
無回答	0
合計	10



- 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注した。
- レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請した。
- 当初の発注書や契約書の記載通りに番組が作成され、一度は了解して番組が納入された後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、一方的に、一部又は全部の修正を求めた。
- 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社からの委託内容に関する確認に正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
- 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社から委託を受けた番組内容について提案があり、これを了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
- 制作委託を受けた番組の納入後、故意に検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請した。
- 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを要請した。

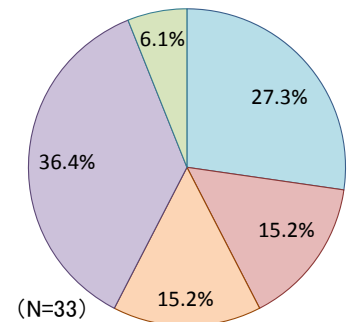
「十分な協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合を支払った」又は「追加の費用を支払わなかった」と回答した者の割合の推移

平成29年度	10.0%
平成28年度	16.7%
平成27年度	7.1%

番組製作会社からの回答

【次のような要請されたと回答した番組製作会社における追加費用の支払い】放送事業者から、追加の発注や一部または全部の修正を行うための、追加の費用の支払いはありましたか。

1. 放送事業者との十分な協議の結果、全額が支払われた。	9
2. 放送事業者との十分な協議の結果、一部が支払われた。	5
3. 十分な協議はなく、放送事業者が一方的に決定した割合が支払われた。	5
4. 追加の費用の支払はなかった。	12
無回答	2
合計	33



- 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
- レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、放送事業者から特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請があった。
- 放送事業者から制作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は放送事業者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、放送事業者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。
- 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行ったにも関わらず、放送事業者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
- 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行い、放送事業者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
- 制作委託を受けた番組の納入後、放送事業者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請された。
- 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請された。

「十分な協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合が支払われた」又は「追加の費用が支払われなかった」と回答した者の割合の推移

平成29年度	51.6%
平成28年度	54.2%
平成27年度	50.0%

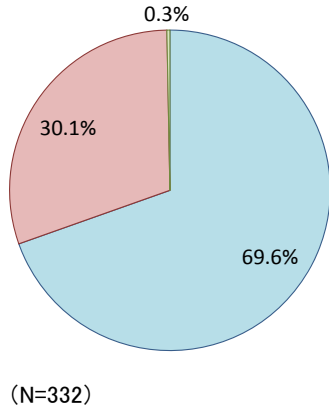
8. 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」① - 協議会の認知度 -

放送事業者からの回答

【協議会の認知度】

下請法等の関係法令及びガイドラインの周知・啓発を図るため、平成29年6月27日に設立された協議会を知っていましたか。

1. 知っていた	231
2. 知らなかった、本アンケートで初めて知った	100
無回答	1
合計	332

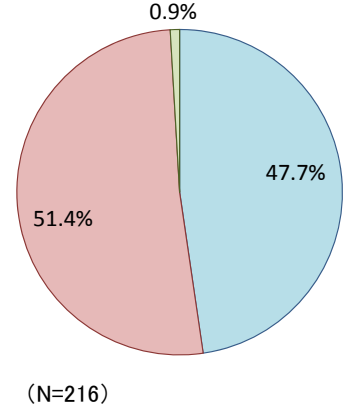


番組製作会社からの回答

【協議会の認知度】

下請法等の関係法令及びガイドラインの周知・啓発を図るため、平成29年6月27日に設立された協議会を知っていましたか。

1. 知っていた	103
2. 知らなかった、本アンケートで初めて知った	111
無回答	2
合計	216



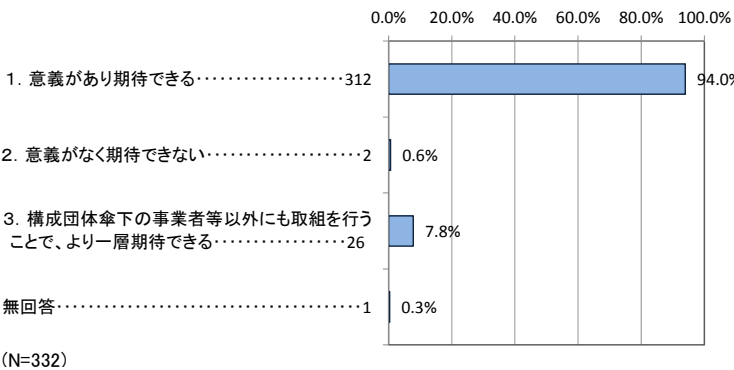
※ 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(以下「協議会」という。):
平成29年6月27日、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的に設立。学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成。

8. 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」② - 協議会による普及活動への期待 -

放送事業者からの回答

【協議会による普及活動への期待】

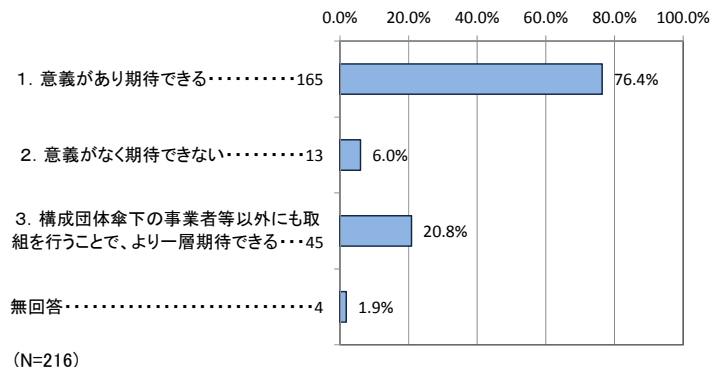
協議会は、放送事業者、番組製作会社、双方の主要な団体が参加しているというメリットを生かし、ガイドライン等を構成団体傘下の事業者等の全体に普及させるための活動を実施しています。このような協議会の活動についてどう思いますか。(複数回答)



番組製作会社からの回答

【協議会による普及活動への期待】

協議会は、放送事業者、番組製作会社、双方の主要な団体が参加しているというメリットを生かし、ガイドライン等を構成団体傘下の事業者等の全体に普及させるための活動を実施しています。このような協議会の活動についてどう思いますか。(複数回答)

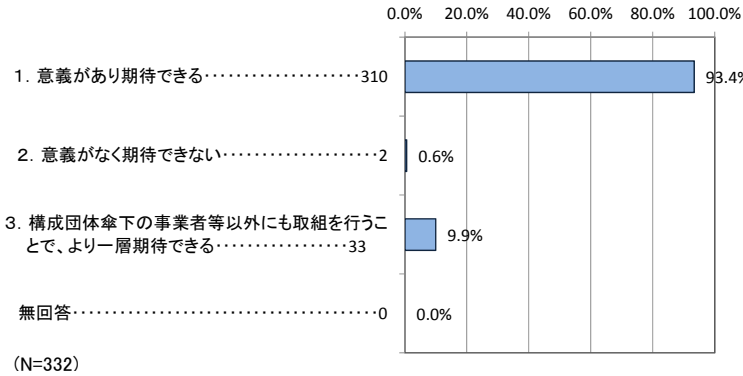


8. 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」③ - 受発注双方の認識の統一のための取組 -

放送事業者からの回答

【受発注双方の認識の統一のための取組】

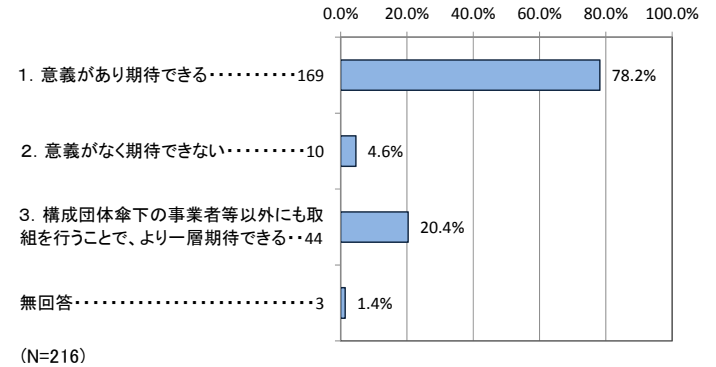
ガイドライン等が遵守され、適切に履行されるためには、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図られることが重要であるとの認識の下、協議会では、構成団体傘下の事業者等にガイドラインの周知を図っていくこととしています。このような協議会の取組についてどのように思いますか。（複数回答）



番組製作会社からの回答

【受発注双方の認識の統一のための取組】

ガイドライン等が遵守され、適切に履行されるためには、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図られることが重要であるとの認識の下、協議会では、構成団体傘下の事業者等にガイドラインの周知を図っていくこととしています。このような協議会の取組についてどのように思いますか。（複数回答）

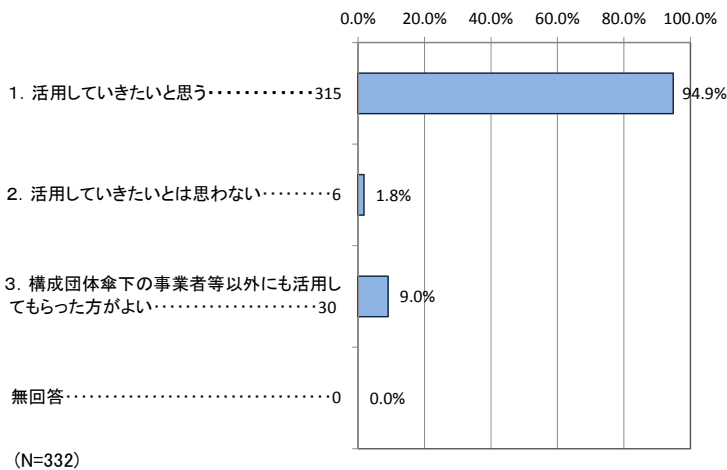


8. 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」④ - 受発注双方が活用できるマニュアルの策定 -

放送事業者からの回答

【受発注双方が活用できるマニュアルの策定】

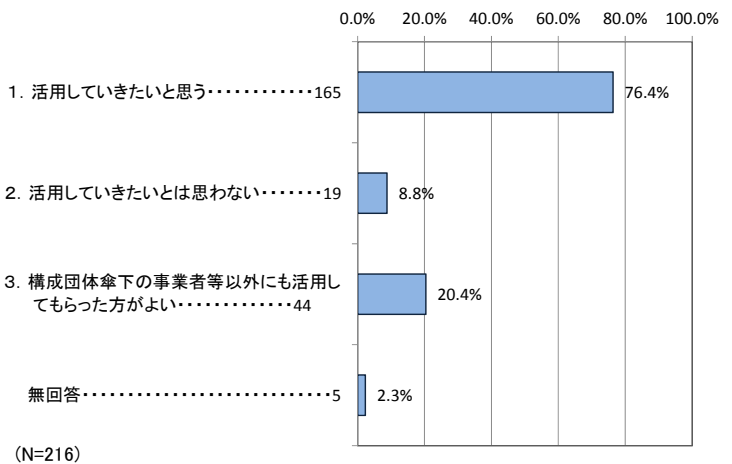
協議会は、簡便で親しみやすい内容のマニュアルを作成し、研修会・説明会等の教材として活用することとしています。こうしたマニュアルを活用していきたいですか。（複数回答）



番組製作会社からの回答

【受発注双方が活用できるマニュアルの策定】

協議会は、簡便で親しみやすい内容のマニュアルを作成し、研修会・説明会等の教材として活用することとしています。こうしたマニュアルを活用していきたいですか。（複数回答）



9. 放送コンテンツ(アニメ分野)における製作取引形態の現状①

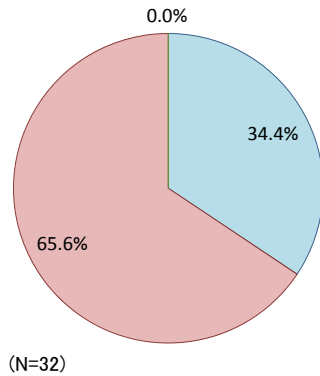
放送事業者からの回答

【アニメ分野における製作取引形態①】

御社が参加している製作委員会から、当該製作委員会に参加していないアニメ制作会社に対してアニメ番組の製作を委託したことはありましたか。

1. あった	11
2. なかった	21
無回答	0
合計	32

《製作委員会への参加の形態》
 ・放送事業者 : 参加
 ・番組制作会社 : 不参加



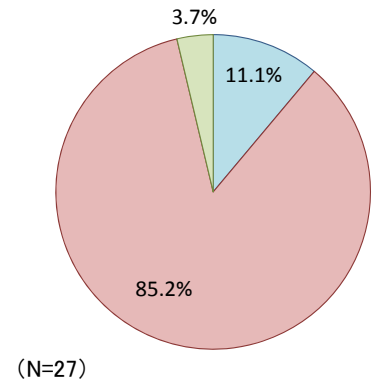
番組制作会社からの回答

【アニメ分野における製作取引形態①】

放送事業者が参加している製作委員会から、当該製作委員会に参加していない御社に対してアニメ番組の製作を委託されたことはありましたか。

1. あった	3
2. なかった	23
無回答	1
合計	27

《製作委員会への参加の形態》
 ・放送事業者 : 参加
 ・番組制作会社 : 不参加



9. 放送コンテンツ(アニメ分野)における製作取引形態の現状②

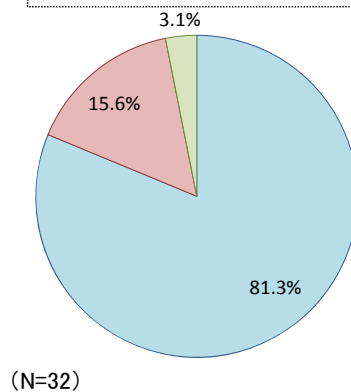
放送事業者からの回答

【アニメ分野における製作取引形態②】

アニメ制作会社が参加する製作委員会に御社も参加したことはありましたか。(著作権は製作委員会に帰属するものとします。)

1. あった	26
2. なかった	5
無回答	1
合計	32

《製作委員会への参加の形態》
 ・放送事業者 : 参加
 ・番組制作会社 : 参加



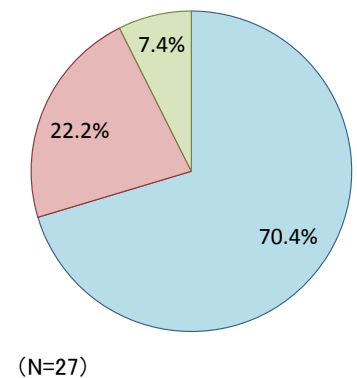
番組制作会社からの回答

【アニメ分野における製作取引形態②】

放送事業者が参加している製作委員会に、御社も参加したことはありましたか。(著作権は製作委員会に帰属するものとします。)

1. あった	19
2. なかった	6
無回答	2
合計	27

《製作委員会への参加の形態》
 ・放送事業者 : 参加
 ・番組制作会社 : 参加



9. 放送コンテンツ(アニメ分野)における製作取引形態の現状③

放送事業者からの回答

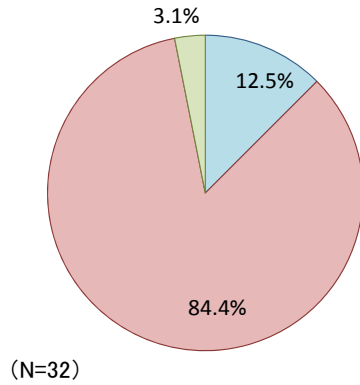
【アニメ分野における製作取引形態③】

アニメ制作会社が参加する製作委員会(御社は参加していない)に対してアニメ番組の製作を委託したことがありますか。(著作権は製作委員会に帰属するものとします。)

1. あった	4
2. なかった	27
無回答	1
合計	32

《製作委員会への参加の形態》

- ・放送事業者 : 不参加
- ・番組制作会社 : 参加



番組制作会社からの回答

【アニメ分野における製作取引形態③】

製作委員会に参加していない放送事業者から御社が参加する製作委員会に対してアニメ番組の製作が委託されたことはありましたか。(著作権は製作委員会に帰属するものとします。)

1. あった	3
2. なかった	22
無回答	2
合計	27

《製作委員会への参加の形態》

- ・放送事業者 : 不参加
- ・番組制作会社 : 参加

